

## 別紙様式 5

被 処 分 者	認 定 書 番 号	福島県公安委員会 第 2 5 0 7 3 7 号
	自動車運転代行業 者の名称又は記号	株式会社Confidence (コンフィデンス代行)
		代表 小野寺 正樹
	主たる営業所が所 在する市区町村	郡山市
処 分 年 月 日	令和7年3月12日	
処 分 内 容	指示処分	
処 分 理 由	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (平成13年法律第57号) 第12条に規定する損害賠償 責任保険(共済)契約を締結していたものの、保険 (共済)掛金の未払いにより、令和6年6月1日か ら令和7年2月12日までの間、合計5回、保険(共 済)契約を失効させたもの。	
根 拠 法 令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 12条(保険契約等締結義務違反)及び第22条第2項 (指示)	
処分を行った都道府県	福島県	